

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和50年4月から52年3月まで
③ 昭和52年7月から55年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は20歳から毎月、市役所に出向き国民年金保険料を納付してきた。病気のために3か月程度納付できない時期はあったが、それ以外はきちんと納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和46年4月から同年6月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年9月頃に当時同居していた申立人の兄(三兄)と連番で払い出されたことが国民年金受付処理簿により確認でき、申立人及び兄の44年5月から申立期間直前の46年3月までの期間の国民年金保険料は同一日に納付されたことがA町役場(現在は、B市役所C支所)作成の国民年金被保険者名簿により確認できる。

また、申立人は、当該期間中の昭和46年5月にD市へ転居しているが、転居前にA町役場から発行された納付書を受け取っていたと考えられ、当時同居していた兄の当該期間の保険料は、納付済みである(昭和46年4月分の保険料については、厚生年金保険に加入していたことがその後判明したことから、還付されている。)ことから、申立人の保険料も納付されたと考え

ても不自然さは無い。

2 しかしながら、申立期間①のうち、昭和46年7月から48年3月までの期間について、申立人は、上記のとおり46年5月にD市へ転居し、同年7月に結婚しており、国民年金受付処理簿により、申立人及び元夫に対して48年11月30日に国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認でき、D市政だよりにより、当該払出しは、D市の職権適用であったと考えられ、元夫も当該期間の保険料は未納で、当該払出時点で現年度保険料である当該期間直後の保険料が納付済みであること、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付したとは主張していないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立期間②及び③について、申立期間①以降の申立人及び元夫の納付記録は同一で、昭和49年6月には、当時居住していたE町において、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出され、当該期間は元夫も保険料が未納であることなどから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、「20歳から毎月、市役所に出向き国民年金保険料を納付してきた。」としているが、具体的な加入状況及び納付状況を覚えていない上、当時の状況を直接聴取することが困難であることから加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月、同年11月及び7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月及び同年11月
② 平成7年10月
③ 平成9年8月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

平成6年9月にA市に転居した後、仕事の合間に自分が銀行の支店で保険料を納付してきた。

申立期間当時は収入が安定していた時期であり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることなどから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、当該期間は2か月及び1か月といずれも短期間である上、オンライン記録により、当該期間の前後の期間の保険料は納付期限内に納付されていることが確認できることなどから、納付意識の高い申立人が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然さは無い。

2 しかしながら、申立期間③については、オンライン記録により、平成11年6月8日に当該期間の保険料の過年度納付書が作成されたことが確認できることから、当時、当該期間の保険料は未納であったと考えられ、申立人

は、当該過年度納付書を受け取った記憶が無く、保険料納付に関する記憶も曖昧である。

また、当該期間は平成9年以降の期間で、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成及び領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低くなっていることを考慮すると、当該期間についての納付記録が失われたものとは考え難い。

さらに、当該期間の保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年7月3日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間のうち、平成5年3月1日から6年11月1日までの標準報酬月額が8万円、6年11月1日から7年7月3日までの標準報酬月額が9万2,000円と記録されていることが分かった。

申立期間当時は、A社から36万円の給与を支給されていたので、調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立期間のうち、平成5年3月から同年9月までの標準報酬月額については、36万円と記録され、同年10月1日及び6年10月1日の定時決定は記録されていなかったが、7年4月25日付けで、5年3月から同年9月までの標準報酬月額を遡って8万円に引き下げられた上、同日付けで、5年10月1日及び6年10月1日の定時決定によって標準報酬月額が8万円、同年11月1日の随時改定によって標準報酬月額が9万2,000円と記録されていることが確認できる。

また、A社の申立期間当時の代表取締役は、「当時、経営不振により厚生年金保険料を滞納していたが、社会保険事務所の職員からの指導を受け、平成7年4月頃、自身及び申立人を含めた4人の取締役の標準報酬月額を最低等級にする月額変更届を提出した記憶がある。」と説明しており、オンライン記録から、当該代表取締役を含む3人の取締役（申立人を除く）の標準報酬月額がいずれも、申立人と同様に、5年3月1日に遡って8万円に引き下げられたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間においてもそれ以前の期間と同様に 36 万円の給与を支給されていたと述べている上、年金事務所は、申立期間の保険料の納入の告知は、標準報酬月額 36 万円に基づいて行われていた旨を回答している。

一方、A社に係る商業登記簿から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、「社会保険関係事務はB県の本社が行っており、自身は、工場長として、C市内の工場に勤務していた。」と説明している上、標準報酬月額が遡及して引き下げられているほかの取締役二人も、「代表取締役から、標準報酬月額の遡及処理を聞いたことは無い。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成7年4月25日付けで行われた処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、36 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年6月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和47年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月19日から同年7月1日まで
② 昭和47年3月24日から同年5月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和45年6月19日からA社に勤務しており、所持する給料支払明細書では、7か月間にわたり厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者月数が6か月となっている。

また、B社には昭和47年3月24日から勤務しており、所持する給料支払明細書では、12か月間にわたり厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者月数が11か月となっている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 45 年 6 月 19 日から、A 社に勤務していた。」としているところ、申立人が所持する昭和 45 年 6 月分の給料支払明細書及び 6 月 19 日欄に「初出勤」と記載されている 1970（昭和 45）年の手帳から、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録から、申立人は、昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 1 月 15 日までの 6 か月、A 社で厚生年金保険に加入していたことが確認できるが、申立人が所持する 45 年 7 月分から 46 年 1 月分までの 7 か月の給料支払明細書には、厚生年金保険料が控除されたことが記載されていることから、同社における社会保険料の控除は翌月控除であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給料支払明細書の「健康保険料」に記載されている金額（厚生年金保険料控除額及び健康保険料控除額の合算額）から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 47 年 3 月 24 日から、B 社に勤務していた。」としているところ、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により B 社が名称変更したことが確認できる C 社は、「当社と B 社は、別会社であり、書類は無いが、B 社における社会保険料の控除は翌月控除であった。」と回答しているところ、申立人の所持する昭和 47 年 5 月分の給料支払明細書には厚生年金保険料が控除されたことが記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 47 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 47 年 3 月 24 日から同年 4 月 1 日までの期間については、上述のとおり、申立人が当該期間に B 社に勤務していたことは認められるものの、申立人の所持する昭和 47 年 4 月分の給料支払明細書には厚生年金保険料が控除された旨の記載が無いことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和 47 年 4 月の標準報酬月額については、上記給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額については、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から20年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額であることが分かった。

申立期間当時支給されていた給与は、基本給16万1,700円に諸手当が加算されていた。事業所が保管している給与明細一覧表にも、支給額は18万円以上と記載されているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、平成18年9月1日から同年11月1日までの期間については、A事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B年

金事務所が保管する申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（平成 18 年 8 月 15 日決定）から、事業主は、平成 18 年 9 月の定時決定において、申立人の報酬月額を 14 万 2,000 円と届け出たことが確認できる。その結果、社会保険事務所（当時）は、標準報酬月額 16 万円に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 11 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間については、上記貸金台帳から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1314 (事案 1027 及び 1183 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から52年3月まで
再申立の判断後、年金記録の訂正につながると思われる新たな資料は無いが、訂正不要とされたことに納得ができず、申立期間の再々申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているため、具体的な保険料納付状況等が不明であること、国民年金受付処理簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、これに対する再申立てについては、申立人の希望により、申立期間当時A町役場に勤務していた職員から、加入手続及び保険料納付について聴取したものの、その職員から具体的な証言を得ることができなかったこと、同町役場作成の国民年金保険料徴収簿には申立人の母親及び姉の保険料の納付記録は確認できるものの、申立人については確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 これに対して申立人は、父親が保険料を納付していたと主張するが、これは委員会の上記の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、上記のとおり、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる。その他

に委員会の上記の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年5月までの期間、52年2月から55年2月までの期間及び57年4月から59年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年5月まで
② 昭和52年2月から55年2月まで
③ 昭和57年4月から59年4月まで

「ねんきん特別便」が届いたものの、その後「ねんきん定期便」が届かないので平成22年4月に年金事務所に相談に行き、申立期間が未納であることが分かった。

国民年金の加入手続は全く覚えていないが、母がやってくれたと思う。保険料も誰が納付したか全く覚えていない。平成3年12月から5年1月までの期間の保険料が納付済みとなっているが、どの様な方法で納付したかも母任せで分からないが、申立期間の保険料も母が納めてくれたはずであり、良く調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする母親から聴取することが困難なため、加入状況及び納付状況を確認することができない。

また、申立人の所持する年金手帳には「平成」の元号が印刷されており、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成3年12月頃に払い出されたことが推認できることから、当該払出時点で申立期間①、②及び③の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、別の国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を所持していたことは無いとしていることなどから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与支払明細書の内容を記録したノートの給与額と相違していることが分かった。

申立期間当時は、所持するノートの記録のとおり給与が支給されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が当時の給与明細書の内容を記録したとするノートから、申立人の申立期間の報酬月額は45万4,180円ないし52万7,553円であったことが確認できるが、源泉控除されていた厚生年金保険料はいずれの月も3万8,771円であり、当該控除額はオンライン記録の標準報酬月額(38万円)に見合う厚生年金保険料額と同額であることが確認できる。

また、申立人が記憶する当時の同僚で、オンライン記録から、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員二人は、「同社において厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額について、『ねんきん定期便』に記載された金額に疑問は無かった。」と証言している。

さらに、オンライン記録において、申立期間について、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 3 日から 31 年 3 月 31 日まで
② 昭和 32 年 11 月 3 日から 33 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 33 年 11 月 3 日から 34 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 35 年 11 月 3 日から 36 年 4 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 29 年秋から 36 年 3 月までの冬期間、A 社（昭和 36 年 4 月 1 日、B 社に名称変更）に勤務していたので、厚生年金保険の加入期間の記録の無い期間があることに納得がいかない。

調査の上、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、いずれの申立期間においても厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員 3 人（うち 1 人は、申立期間②の途中から加入）は、「申立人は、毎年の冬期間に出稼ぎに来て、C 部門で一緒に働いていた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社は既に廃業している上、同社に係る商業登記簿も既に廃棄されており、申立期間当時の役員を確認できないことから、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、「A 社の工場長をしていた伯父の縁で冬期間だけ勤務した。昭和 29 年 12 月に初めて入社したときは、厚生年金保険の加入についての説明

があったが、その後は年金について聞かれた覚えが無いので、加入していたのではないか。」としているところ、上記元従業員3人はいずれも、「申立人の社会保険の加入については分からない。」と証言している上、A社に34年4月に入社し、総務部で人事業務を担当していたとする元従業員は、「昭和30年代には、季節労働者を含めた全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明であり、B社のC部を引き継いだD社が保管する退職者の資料では申立人の氏名が確認できない。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、いずれの申立期間においても申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人はいずれの申立期間についても事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、臨時補充員としてA事業所に勤務していたが、正職員と同様の勤務をしていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録から、申立人が、申立期間において、臨時補充員としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A事業所は、昭和 40 年 7 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年 7 月 19 日以前の期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社は、「人事記録と初任給算定調書は残っているが、それ以外の資料は保存期限が経過しているため保管していない。」としていることから、申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人が臨時補充員としてA事業所に一緒に採用されたとしている同僚は、「昭和 40 年 11 月に共済年金に加入するまでの期間は年金に加入していなかった。臨時補充員の間は厚生年金保険料が給与から控除されてはいなかったと思う。研修後、共済年金に加入する際、先輩から、『今度は保険料を引かれるので、給与の手取り額が減る。』と言われた記憶がある。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該同僚が厚生年金保険に加入していたことは確認できない一方で、41 年 1 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険に加入したことが確認できる元従業員は、「40 年 11 月から臨時補充員としてA事業

所に勤務していたが、41年1月から厚生年金保険に加入した。」と証言していることなどから、当該事業所では必ずしも全ての臨時補充員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえ、加入させた者についても、採用してから一定期間経過後に加入させる取扱いを行っていたことが推認できる。

加えて、事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立期間に申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1491 (事案 917 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月6日から27年8月1日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、平成22年5月19日付けの文書で、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

私は、申立期間中、A社(現在は、B社)に確かに勤務しており、当時の工場長が、私の記録を別人のものとして誤って届出を行ったため、私の加入記録が確認できないと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が名前を記憶している複数の同僚の証言から勤務期間は特定できないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。しかし、B社は、当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができないこと、オンライン記録から、昭和30年7月6日に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚の証言から、同社では当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる上、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、「申立期間当時、工場長が別人の加入記録として届け出たため、私の加入記録が確認できないのだと思う。」と主張するが、申立人が、当該別人とする元従業員は、厚生年金保険被保険者台帳から、申立期間

より前の昭和19年6月1日から申立期間後の29年3月1日まで、継続してA社（当初の名称は、C事業所及びD工場）で厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、当該台帳において、その資格記録に不自然な記載は見当たらないこと、当該工場長から聴取することができないため、当時の状況が不明であることなどから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 12 月 28 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社において代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額であることが分かった。

申立期間当時の給与額は申立期間直前と変わらないので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の記録は、当初、平成 5 年 11 月から 6 年 9 月までの標準報酬月額が 53 万円及び同年 10 月 1 日の定時決定が記録されていなかったところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 6 年 12 月 28 日より後の 7 年 2 月 9 日付けで、遡って 5 年 11 月から 6 年 9 月までを 9 万 8,000 円に引き下げた上、同日付けで 6 年 10 月 1 日の定時決定を 9 万 8,000 円として処理していることが確認できる。

また、A社の申立期間当時の従業員は、同社の申立期間当時の経営状態について、「非常に悪かった。平成 6 年 3 月頃から給料が出なかった。」と証言している。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間を含む同社の設立から解散までの期間において代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、「社会保険の手続については事務員がやっていて、事務の責任者に会社印を預けていた。」と主張しているが、当該責任者から説明が得られず、また、上記平成 7 年 2 月 9 日付けの処理について、社会保険事務所（当時）が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。